

競争的研究費からの研究代表者等の person 費の支出
により確保された財源の活用方針

(令和3年3月31日 学長裁定)
(令和5年12月19日 一部改正)

1 趣旨・目的

研究活動に従事するエフォートに応じ、研究代表者の希望により、府省等の公募により競争的に獲得される外部資金又は民間からの受託、共同研究等の外部資金（以下「競争的研究費」という。）の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者又は研究分担者（本学の職員に限る。以下「研究代表者等」という。）の person 費の支出により確保された財源（以下「財源」という。）を活用するにあたり必要な事項を定め、研究代表者等の処遇改善及び本学の研究力向上に資することを目的とする。

2 対象事業

競争的研究費のうち、資金配分機関が指定するものとする。

3 目標

世界をリードする卓越した研究を支援する体制を強化し、若手研究者の育成と学内の研究を活性化させ、大学全体の研究力の向上を図る。

4 目標を達成するための施策

研究代表者の選択により、次の施策を実施できるものとする。

(1) 研究人材の戦略的強化

財源の50%（年240万円を限度とする。）を給与として研究代表者等に支給し処遇を改善する。ただし、研究プロジェクトが2以上の場合にあっては、それぞれの研究プロジェクトについて算出する。

(2) 多様かつ継続的な挑戦を支援する研究資金の配分

研究代表者等の所属部局及び事務局に研究費を配分し若手研究者の研究支援や当該研究からスピリアウトした研究等への支援を実施するなど、本学の研究力強化を図る。

(3) 魅力ある研究環境の整備

研究代表者等の所属部局及び事務局に共用設備費を配分し研究施設・機器の充実を図る。

5 配分割合

4(2)及び4(3)における所属部局と事務局の配分割合は50:50とする。

6 留意事項

(1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の person 費支出を本学が強制するものではない。

(2) 競争的研究費から研究代表者等の person 費を支出することにより得られた財源を用いて、研究人材の戦略的強化、多様かつ継続的な挑戦を支援する研究資金の配分及び魅力ある研究環境の整備を行い、研究代表者等の研究環境を充実させるとともに、人事給与マネジメントの改善等と一体的に運用することにより、「3目標」の達成に資するものである。

(3) 各部局等の長は、「競争的研究費により雇用している職員のエフォート管理の運用統一について」（令和3年3月31日総務担当理事通知）に基づき、適切なエフォート管理を行うとともに、研究代表者等が研究活動を確実に実施できるよう、研究時間を確保することとする。

(4) 資金配分機関において研究費の規模に応じて person 費の支出の上限を定めている場合、当該上限の範囲内であること。

7 附則

前記に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

8 適用日

この裁定は、令和5年12月19日から適用する。